

四半期報告書

(第102期第1四半期)

株式会社クレハ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月13日(2014年8月13日)

【四半期会計期間】 第102期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 豊

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久我 展史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【電話番号】 03(3249)4662(ダイヤル・イン)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久我 展史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第101期 第1四半期 連結累計期間	第102期 第1四半期 連結累計期間	第101期
会計期間	自 2013年4月1日 至 2013年6月30日	自 2014年4月1日 至 2014年6月30日	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日
売上高 (百万円)	30,795	33,912	148,124
経常利益 (百万円)	2,275	1,355	12,207
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,519	720	7,365
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,912	249	13,632
純資産額 (百万円)	98,058	104,021	106,190
総資産額 (百万円)	207,316	228,336	224,459
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.85	4.20	42.87
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.36	3.49	35.65
自己資本比率 (%)	46.3	44.5	46.2

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

又、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの、今後の影響は限定的であると予想され、世界経済も緩やかな回復過程にあり、当社を取り巻く経営環境も改善の兆しが見えてまいりました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は前年同期比10.1%増の339億12百万円となったものの、化学製品事業での高付加価値品の売上げの減少等により、営業利益は前年同期比23.7%減の13億43百万円、経常利益は前年同期比40.4%減の13億55百万円、四半期純利益は前年同期比52.6%減の7億20百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 上 高			営 業 損 益		
	前第1四半期	当第1四半期	増減	前第1四半期	当第1四半期	増減
機能製品事業	7,334	8,863	1,529	△319	△636	△316
化学製品事業	7,508	6,688	△819	1,307	681	△625
樹脂製品事業	9,676	11,354	1,678	783	1,002	219
建設関連事業	2,776	3,408	632	44	138	93
その他関連事業	3,500	3,596	96	36	174	138
消 去	—	—	—	△91	△18	72
連結合計	30,795	33,912	3,116	1,760	1,343	△417

① 機能製品事業

機能樹脂分野では、PPS樹脂は自動車用途向けを中心に、ふっ化ビニリデン樹脂はリチウムイオン二次電池用バインダー用途・工業用途向けに、PGA(ポリグリコール酸)樹脂はシェールガス・オイル掘削用途向けに、それぞれ需要が拡大いたしました。事業展開に向けたコスト増加もあり、この分野の売上げは増加したものの、前年同期の営業利益から営業損失となりました。

炭素製品分野では、特殊炭素材料での車載用リチウムイオン二次電池用負極材用途で需要が伸長し、炭素繊維での太陽電池向けシリコンインゴット製造装置用断熱材の需要も回復の兆しが見えるなど、この分野の売上げは増加いたしました。前期からの低稼働の影響により、営業損失は前年同期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比20.9%増の88億63百万円となり、営業損失は6億36百万円となりました。

② 化学製品事業

医薬・農薬分野では、慢性腎不全用剤「クレメジン」等医薬品の売上げが薬価改定の影響等により減少し、農業・園芸用殺菌剤「メトコナゾール」の売上げが出荷時期のズレにより減少したため、この分野での売上げ、営業利益は共に減少いたしました。

工業薬品分野では、無機薬品類及び有機薬品類の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益は共に増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比10.9%減の66億88百万円となり、営業利益は前年同期比47.8%減の6億81百万円となりました。

③ 樹脂製品事業

コンシューマー・グッズ分野では、ふっ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げは前年同期並みでしたが、家庭用ラップ「NEWクレラップ」は消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動などから売上げが減少すると共に、コストの上昇もあり、この分野での売上げ、営業利益は共に前年同期に比べ減少いたしました。

業務用食品包装材分野では、塩化ビニリデン・フィルムや多層ボトル等の国内売上げは減少いたしました。海外売上げは熱収縮多層フィルムと包装機械を中心に堅調に推移したうえに円安効果もあり、この分野の売上げ、営業利益は共に前期に比べ増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比17.3%増の113億54百万円となり、営業利益は前年同期比28.0%増の10億2百万円となりました。

④ 建設関連事業

建設事業は、震災復興関連工事などの公共工事及び民間工事が増加したことにより売上げが増加し、前年同期の営業損失から営業利益となりました。

エンジニアリング事業は、プラント建設工事の減少により売上げは減少いたしました。経費削減に努め営業利益は増加いたしました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比22.8%増の34億8百万円となり、営業利益は前年同期比211.2%増の1億38百万円となりました。

⑤ その他関連事業

運送事業は、売上げが減少し、燃料費等の上昇もあり営業利益は減少いたしました。

環境事業は、産業廃棄物処理の増加により売上げが増加し、前年同期の営業損失から営業利益となりました。

この結果、本セグメントの売上高は前年同期比2.8%増の35億96百万円となり、営業利益は前年同期比375.5%増の1億74百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末の資産の部につきましては、前期末比38億76百万円増の2,283億36百万円となりました。流動資産は、売掛債権が減少したこと等により、前期末比12億60百万円減の721億68百万円となりました。固定資産は、有形固定資産がいわき事業所での設備投資等により前期末比25億1百万円増の1,141億85百万円となったこと及び投資有価証券や出資金が増加したこと等により、前期末比51億37百万円増の1,561億68百万円となりました。

負債の部につきましては、前期末比60億46百万円増の1,243億14百万円となりました。これは、有利子負債が借入金金の増加等により前期末比56億65百万円増の828億90百万円となったこと等によります。

純資産の部につきましては、前期末比21億69百万円減の1,040億21百万円となりました。これは、四半期純利益を7億20百万円計上し、剰余金の配当を10億30百万円実施すると共に、連結子会社の決算期変更により利益剰余金が10億48百万円減少したこと、及び為替換算調整勘定が減少したこと等によります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針等

当社は、2013年3月22日に開催された当社取締役会において、同年6月25日開催の定時株主総会における承認を条件に、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策の内容を一部変更した上で更新することを決定いたしました(以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。)

その後、同年6月25日開催の定時株主総会において本対応策は承認されました。

①株式会社の支配に関する基本方針

ア. 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであります。

従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。

イ. 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えております。

ウ. しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「中計GG-II」の達成とコーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本対応策の概要は以下のとおりであります。

ア. 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としております。

イ. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)に大規模買付行為を開始する、というものであります。

大規模買付ルール具体的な手続きとして、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為の実行又は提案に先立ち、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。それに対し当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から当社取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、本必要情報のリストに従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続きの迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の回答期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。又、当初提供していただいた本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な回答期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送すると共にその旨を公表することといたします。又、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該本必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、その旨を公表すると共に、後記の取締役会による評価・検討を開始することがあります。

大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)といたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)にのみ開始されるものといたします。

ウ. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、又は、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、本必要情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

対抗措置を講じるか否か、発動した対抗措置を停止等するか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、更新前の対応策と同様に独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものといたします。

又、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について、株主の皆様の意思を確認することを独立委員会が勧告した場合、あるいは、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた場合であっても、対抗措置発動の可否について株主の皆様の意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための手続きをとることがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告及び株主の皆様の意思を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとしたします。

エ. 有効期間、更新及び廃止

本対応策の有効期間は、2013年6月25日開催の定時株主総会終結の時より3年間(2016年6月に開催予定の定時株主総会の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続を含みます。)については株主総会の承認を経ることとしたします。

本対応策は、その有効期間中であっても①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしたします。又、本対応策の有効期間中であっても、企業価値・株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応策の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本対応策について更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本対応策に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、当社株主の皆様に不利益を与えない場合には、本対応策を修正又は変更する場合があります。

オ. 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

但し、大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

④上記項目②の取組みとして記載の「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」ならびに③の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
- ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ・当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計GG-IIの達成」及び「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の確立及び内部統制の強化」は、いずれも企業価値・株主共同の利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

又、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則)を充たしております。

又、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日 企業価値研究会)その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手すると共に、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものであります。

ウ. 株主意思を尊重するものであること

本対応策の有効期間は2013年6月25日開催の定時株主総会の終結の時より3年間とし、以降、本対応策の更新については株主総会の承認を経ることとしております。本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっております。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっております。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任いたします。本対応策に記載の対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものといたします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います(但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。)。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

オ. 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、項目③ーウ.「大規模買付行為がなされた場合の対応策」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。又、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12億6百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2014年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2014年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	181,683,909	181,683,909	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は1,000株であり ます。
計	181,683,909	181,683,909	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年6月30日	—	181,683,909	—	12,460	—	10,203

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2014年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2014年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,893,000 (相互保有株式) 普通株式 15,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 171,301,000	171,301	同上
単元未満株式	普通株式 474,909	—	同上
発行済株式総数	181,683,909	—	—
総株主の議決権	—	171,301	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式等が以下のとおり含まれております。

(自己保有株式)
株クレハ 4株

② 【自己株式等】

2014年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株クレハ	東京都中央区日本橋 浜町3-3-2	9,893,000	—	9,893,000	5.45
(相互保有株式) エルメック電子工業(株)	新潟県新潟市北区木崎 778-45	15,000	—	15,000	0.01
計	—	9,908,000	—	9,908,000	5.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2014年4月1日から2014年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2014年4月1日から2014年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第101期連結会計年度 監査法人日本橋事務所

第102期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 新日本有限責任監査法人

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,726	7,601
受取手形及び売掛金	30,445	27,961
商品及び製品	20,014	19,851
仕掛品	2,776	3,234
原材料及び貯蔵品	5,311	5,792
その他	6,272	7,890
貸倒引当金	△118	△163
流動資産合計	73,429	72,168
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	33,378	33,437
機械装置及び運搬具（純額）	39,178	38,577
建設仮勘定	23,426	26,279
その他（純額）	15,700	15,891
有形固定資産合計	111,684	114,185
無形固定資産	2,034	1,906
投資その他の資産		
投資有価証券	21,747	23,266
その他	15,701	17,038
貸倒引当金	△138	△229
投資その他の資産合計	37,311	40,075
固定資産合計	151,030	156,168
資産合計	224,459	228,336

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,453	17,320
短期借入金	18,606	22,495
未払法人税等	2,526	623
賞与引当金	2,454	1,150
役員賞与引当金	137	34
環境対策引当金	21	21
その他	16,837	31,779
流動負債合計	57,037	73,424
固定負債		
社債	20,000	10,000
新株予約権付社債	15,000	15,000
長期借入金	21,619	20,395
役員退職慰労引当金	284	196
環境対策引当金	437	437
退職給付に係る負債	440	519
資産除去債務	792	795
その他	2,656	3,545
固定負債合計	61,231	50,890
負債合計	118,268	124,314
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,460	12,460
資本剰余金	10,013	10,013
利益剰余金	78,289	76,631
自己株式	△4,483	△4,484
株主資本合計	96,279	94,620
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,649	6,493
繰延ヘッジ損益	△17	△17
為替換算調整勘定	3,621	2,234
退職給付に係る調整累計額	△1,771	△1,686
その他の包括利益累計額合計	7,481	7,024
新株予約権	51	55
少数株主持分	2,378	2,320
純資産合計	106,190	104,021
負債純資産合計	224,459	228,336

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
売上高	30,795	33,912
売上原価	22,509	25,758
売上総利益	8,286	8,154
販売費及び一般管理費	6,525	6,810
営業利益	1,760	1,343
営業外収益		
受取利息	14	15
受取配当金	304	317
持分法による投資利益	91	42
為替差益	503	—
その他	114	181
営業外収益合計	1,028	557
営業外費用		
支払利息	185	158
売上割引	115	109
為替差損	—	151
その他	213	126
営業外費用合計	514	545
経常利益	2,275	1,355
特別利益		
受取賠償金	74	40
補助金収入	91	—
その他	0	2
特別利益合計	166	42
特別損失		
固定資産除売却損	41	59
固定資産圧縮損	44	—
その他	—	4
特別損失合計	85	64
税金等調整前四半期純利益	2,356	1,333
法人税等	855	618
少数株主損益調整前四半期純利益	1,500	714
少数株主損失(△)	△18	△5
四半期純利益	1,519	720

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,500	714
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△795	849
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	1,979	△1,266
退職給付に係る調整額	—	85
持分法適用会社に対する持分相当額	226	△134
その他の包括利益合計	1,411	△465
四半期包括利益	2,912	249
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,910	263
少数株主に係る四半期包括利益	1	△14

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった在外子会社については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っていましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るため、当第1四半期連結会計期間より、クレハ・アメリカInc.、クレハ・ヨーロッパB.V.等10社については決算日を3月31日に変更し、呉羽(中国)投資有限公司等4社については連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。 なお、これらの決算期変更に伴う、当該子会社の2014年1月1日から2014年3月31日までの3か月分の損益については利益剰余金に直接計上しております。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
(会計方針の変更) 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用しております。 これにより、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更すると共に、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 なお、当第1四半期連結累計期間の損益及び財政状態に与える影響は、軽微であります。
(会計上の見積りの変更) 当社グループでは、当連結会計年度において大規模製造設備を新設することから、従前の耐用年数を引き続き適用すべきか否かについて検討を行ってまいりました。またERP導入以降、製造プラントに係るメンテナンス・データの体系的蓄積がなされてきたことを契機に、製造プラントのメンテナンス状況及びライフサイクルを精査いたしました。その結果、既設新設を問わず、一定期間に亘って製造プラントの機能を発揮させるメンテナンス技術が合理的に実証され、当該一定期間を基準として耐用年数を変更すべきものと判断いたしました。このため、当第1四半期連結会計期間より、当社及び一部の連結子会社において「機械装置及び運搬具」のうち製造プラントの耐用年数を見直しております。 本見直しの結果、従来の方法に比べて当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ256百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報等に記載しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
1 原価差異の繰延処理 季節的に変動する操業度により発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産として繰延べております。
2 税金費用の計算 当連結会計年度のグループ各社の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

従業員の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2014年6月30日)
	86百万円	83百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
減価償却費	2,220百万円	2,477百万円
のれんの償却額	32百万円	0百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2013年4月23日 取締役会	普通株式	858	5	2013年3月31日	2013年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2014年4月15日 取締役会	普通株式	1,030	6	2014年3月31日	2014年6月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	7,334	7,508	9,676	2,776	3,500	30,795	—	30,795
セグメント間の内部 売上高又は振替高	419	83	315	1,086	1,597	3,501	△3,501	—
計	7,753	7,592	9,991	3,862	5,097	34,297	△3,501	30,795
セグメント利益又は 損失(△)	△319	1,307	783	44	36	1,851	△91	1,760

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	機能製品 事業	化学製品 事業	樹脂製品 事業	建設関連 事業	その他関連 事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	8,863	6,688	11,354	3,408	3,596	33,912	—	33,912
セグメント間の内部 売上高又は振替高	309	59	167	1,934	1,598	4,070	△4,070	—
計	9,173	6,747	11,522	5,343	5,195	37,982	△4,070	33,912
セグメント利益又は 損失(△)	△636	681	1,002	138	174	1,361	△18	1,343

(注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(耐用年数の変更)

会計上の見積りの変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より製造プラントの耐用年数を見直しております。本見直しの結果、従来の方法に比べて当第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、「化学製品事業」で73百万円、「樹脂製品事業」で31百万円増加し、セグメント損失が「機能製品事業」で152百万円減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2013年4月1日 至 2013年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2014年4月1日 至 2014年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	8円85銭	4円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,519	720
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,519	720
普通株式の期中平均株式数(株)	171,753,774	171,789,792
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	7円36銭	3円49銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	34,816,126	34,803,913
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

2014年4月15日開催の取締役会において、2014年3月31日最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 1,030百万円 |
| ② 1株当たりの配当金 | 6円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2014年6月3日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月13日

株式会社クレハ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施 木 孝 叔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫛 田 達 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クレハの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クレハ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月13日(2014年8月13日)

【会社名】 株式会社クレハ

【英訳名】 KUREHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 林 豊

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役副社長 宗 像 敬 吉

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町3-3-2

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長小林豊及び当社最高財務責任者宗像敬吉は、当社の第102期第1四半期（自 2014年4月1日 至 2014年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

